

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。その中で学校においては「いじめ防止基本方針を作ること」「いじめ防止等対策組織を設置すること」の2点が義務付けられています。

いじめにより児童が自ら命を絶つなどという事案は、絶対にあってはならないことであり、学校として「いじめをどう捉えるか」「その本質は何か」「学校は何を求められているか」「未然防止や早期発見、早期対応の手立てはどうあればよいか」など、全職員で共通理解を図っていく必要があります。

## 1. いじめとは

文部科学省によるいじめの定義は変遷を重ね、現在は

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

となっています。いじめの捉え方として大切なことは、いじめの可能性のある全ての事案を過小評価せずに、「いじめかもしれない」という姿勢で子どもの側に立って対応することです。そのため、以下のような点を心に留めておく必要があります。

- いじめかどうかを判断するのは、まず子どもである。
- 子どものどのような訴えにも、まずは耳を傾ける。
- いじめは、周りの大人が見ようとしなければ見えない。
- 教職員の「いじめの認知のずれ」が、重篤ないじめにつながる。
- 教職員の小さな声を大きく取り上げる。

「いじめることは、人間として絶対に許されない」との認識を、子どもの中に育むことが大切です。また、いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと、いじめの問題は教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であることを肝に銘ずる必要があります。

## 2. いじめ対応の基本

いじめは、不登校や自殺にまで発展する可能性のある問題です。早期発見・早期対応が何より肝心です。私たち一人一人の目、子どもたちのたくさんの目で見守り、「いじめの兆候を見逃さない」「気になることは必ず伝える」という普段からの姿勢が大切です。

また、教師の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめや揶揄を助長したりすることのないよう、細心の注意を払う必要があります。日ごろより、児童一人一人を大切にす教師の意織や日常的な態度が何よりも重要となります。

### 最悪の事態を想定して

自傷行為  
身だしなみの変化  
投げやりな態度  
欠席の増加  
いらいら  
孤立

慎重に  
素早く  
誠意をもって  
組織的に対応する

日常の気配りで「気付く」「つなぐ」「見守る」

### 3. 組織的な対応

「いじめ問題の重要性」や「いじめは、いつでも、どこでも、どの子にも起こり得る問題である」ことを全職員が認識し、校長のリーダーシップの下、協力して組織的に対応する指導体制や研修体制を確立して実践に当たる必要があります。組織としての対応の基本は『ほうれんそうにんじん』（報告・連絡・相談・確認・迅速）です。いじめの様態、原因や背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議、危機管理委員会、学年研修、全体研修〈子ども理解に関する研修会〉等の場で取り上げ、教職員間の緊密な情報交換、共通理解を図っていきます。

また、いじめ問題の初動段階で大切なことは「一人で抱え込まず、事実を共有する」ことです。担任外や特別支援コーディネーター、危機管理委員会を中心に、学年、学校全体で対応する体制を確立します。その前提として、いじめの兆候や情報があった場合、職員は必ず保健主事または教頭に報告します。その上で、必要なときは早急に危機管理委員会を開き、方針を決めて活動します。

本校における学校いじめ対策組織としての役割は、危機管理委員会が担います。

- ・いじめの疑いを把握した場合は、本委員会ですばやくに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合であっても、出席可能な構成員のみで会議を開催します。なお、参加できなかった構成員には、別途、個別に意見を求めることとします。
- ・学校いじめ対策会議を月1回定例で開催し、いじめの認知や解消の件数及び個別の対応状況を確認します。いじめに係るアンケート結果や面談等の内容についても本委員会で検討します。会議の内容については会議録を作成し、全職員で共有できるようにします。会議録の内容については校長の決済を得ることを原則とします。また個別の対応状況については会議録とは別に記録します。
- ・「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、学級担任などの個人に委ねず、本委員会で判断することを徹底します。いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童及び保護者との談等を通じて心身に苦痛を感じていないかどうかを継続的に確認します。加えて、加害児童の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行います。いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、本委員会において行います。

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要があります。

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

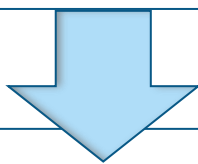
【国のいじめ防止等のための基本的な方針(最終決定 平成29年3月14日)P30～31】

- ・複数の教職員が、それぞれ集めたいじめに関する情報は、本委員会において集約と共有を図ります。またアンケート結果など過年度の情報も含め、児童ごとに個別に情報をまとめるなどして経年的に把握できるようにします。
- ・いじめに関する個別の対応状況に関する記録については、児童の進級・進学や点額に当たって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底します。なお、悩みやいじめに関するアンケート調査用紙は、小学校から中学校に用紙そのものを引き継ぎ、3年間保管することとします。
- ・緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告します。
- ・教育委員会と学校とが連携し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めて対応に当たります。

#### 4. 子どもたちをいじめに向かわせない学級・学年・学校づくり

教育活動の基盤となるのは、子ども理解であると言えます。子ども理解の充実を図るとともに、人間形成の基盤を担う小学校教育において、次のことを大切にしながら、子どもたちに『共生する力』を育てていきます。

- ・相手の気持ちや立場を尊重し、支え合おうとする思いやりの心を育てる。
- ・互いの思いや考えを分かち合い、喜怒哀楽や感動を共有することによって、自分らしさ、自分のよさを感じ取らせる。
- ・どの子にも、努力すればできるようになるという自信を持たせ、自己肯定感を高める。
- ・自分とは違う見方や考え方があることを受け入れることによって、自分の物の見方や考え方を広げ思考力・判断力を高めていく。



- ・教育活動全体を通して、互いを思いやり、尊重し、自他の生命や人権を大切にしようとする意識を高める日常的な指導を積み重ねる。
- ・行事や集会、縦割り活動など、全校児童が集い、協力して活動する機会を生かし、心を耕すことを意識した積極的な働きかけを行う。
- ・道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、「いじめを許さない」「絶対に見過ごさない」という学級風土を築いていく。
- ・学級活動や児童活動において、自主的・主体的な取組を計画し、実践していく。
- ・保護者や地域の協力を得て、6年間を見通した体系的・計画的な幅広い体験活動や交流活動を児童に積ませ、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動を推進する。
- ・学習規律の習得、学習の習慣付けを図るとともに、基礎・基本を十分に吟味した分かる授業、言語活動の工夫や充実により、すべての子どもたちが参加し、活躍できる授業づくりに努める。

#### 【教職員の姿勢として意識すべきこと】

##### (1) いじめの早期発見・対応に努める。

- 個人懇談の機会を通じて情報収集。
- 年2回の本校独自の児童アンケート調査、年1回の市教委アンケート調査、またシャボテンを活用することにより、実態把握と、未然防止、迅速な対応を行う。
- 日常の子どもの見取り
  - ・児童の様子を注意深く観察
  - ・欠席児童の把握〈理由、様子、回数〉
  - ・些細なことでも情報交換
  - ・情報集約は担任外教諭が窓口となり、教頭・校長に速やかに報告
  - ・気になる事案、欠席が多い児童には、学年・担任外教諭が連携して対応
  - ・必要な情報は、全職員で共有して対応

- (2) 把握した気がかりな児童については、引き続き注意深く観察し、個別に教育相談等を行い対応していく。
- (3) 軽微な問題行動についても、将来的にいじめに発展する可能性があるという認識のもと、個別指導、及び学級等で全体指導を行う。
- (4) 生徒指導年間計画、いじめ・不登校への取組、年間計画に沿った取組を確実に進行。

#### 【教師の指導の下、児童が取り組むこと】

- (1) 帰りの会等で一日の生活を振り返る。
  - 反省を出し合い、自分の生活の改善や学級・学校集団向上のための手立てとする
  - 学校生活の中の良い点や問題点を見付ける目を養う。
- (2) 月1回、学級での話し合い活動を行う。
  - 子どもたちで問題点を出して、解決のための手立てを考えていく
- (3) 児童委員会の「あいさつ運動」や「羊っこ活動〈異学年交流〉」の取組を、学級での指導と関連付ける。

#### 【家庭・地域に協力を求めること】

いじめ問題の解決には、子どもたちがそうしてしまった背景や、子どもたちが抱えているストレスを取り除いていく必要があります。学校説明会や学級懇談会、お便りや学校HPを通して学校の取組を伝えるとともに、いじめの未然防止や早期発見・早期解決には家庭や地域の協力が不可欠であることを伝え、理解と協力を求めていきます。

- (1) 家庭や地域での子どもの様子に気がかりなことがあれば、すぐに報告を願う。
- (2) いじめに発展しそうな事案があった場合には、必ず双方の家庭に連絡した上で、家庭でも子どもから話を聞いてもらい、家庭と学校とが連携して対応する。

### 5. いじめ対策の組織

「危機管理委員会」「心の居場所部会」を中心に、いじめの未然防止や早期発見・早期解決等について、日ごろから情報を共有し、指導の方策を協議する。

#### (1) 学校内の組織

##### 1. 「生徒指導交流」(職員会議内)

・全教職員で定期的に、問題傾向のある児童に関して、現状や指導の在り方等についての情報を交換する。

##### 2. 「危機管理委員会」(サポートの在り方や指導方針に係る検討会議)

・要配慮児童を中心に問題傾向を有する児童に関して、現状や指導の在り方等についての情報交換を行い、共通理解を図る。

・いじめの未然防止や早期発見・早期解決に向けた取組を迅速に行うため、必要に応じて委員会を開催する。

#### (2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

- 1. いじめ問題が起きた時には、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。決して学校内だけで問題解決を図ろうとしない。
- 2. 「いじめ電話相談」等の相談窓口の利用も検討する。
- 3. 緊急な生徒指導上の問題、及び児童による問題行動等が発生した場合は、後述のマニュアルに即して適切に対応する。状況によっては、緊急の危機管理委員会や心の居場所部会を開催し、家庭や地域、関係機関と連携して迅速に支援体制をつくり対処する。

### <いじめ問題に係る校内組織>

危機管理委員会、心の居場所部会の構成員、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、関係職員

### <校外構成員>

スクールソーシャルワーカー、特別支援教育巡回相談員、指導主事、関係機関の助言者等

## 6. 計画的・実践的な研修の実施

子ども理解に関する研修会の他、生徒指導、道徳教育、コーチングやソーシャルスキルの指導法等、年間を通して計画的な研修に取り組み、教職員がゲートキーパーとしての素質を身に付けていくようにする。

## 7. 学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行うとともに、その結果を保護者や地域に公表し、教育委員会に報告する。

## 8. 関係法令

### (1) 教育基本法

#### ①教育の機会均等

##### (第4条)

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

#### ②学校教育

##### (第6条2)

前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

#### ③家庭教育

##### (第10条)

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

### (2) 学校教育法

#### (第11条)

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

#### (第35条)

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の1又は2以上を繰り返す等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 1 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 2 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 3 施設又は設備を損壊する行為
- 4 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

**【 参考 関係機関（いじめ相談窓口） 】**

- ・いじめ電話相談（市教委） 0120-127-830（フリーダイヤル）
- ・全国統一の教育相談ダイヤル 0570-078-310（ナビダイヤル）
- ・少年相談110番（道警本部） 0120-677-110（フリーダイヤル）
- ・札幌市子どもアシストセンター相談専用電話 211-3783（内 251・252・253）
- ・札幌市子どもアシストセンター相談メール [assist@city.sapporo.jp](mailto:assist@city.sapporo.jp)
- ・札幌市教育センター相談室 622-3210
- ・札幌市児童相談所 622-8630
- ・興正こども家庭支援センター（相談電話） 765-1000（24時間）
- ・羊ヶ丘児童家庭支援センター（You 勇コール） 854-2415（24時間）
- ・子どもの人権ホットライン 728-0780 フリーダイヤル 0120-007-110

## いじめ対応(緊急対応)マニュアル

### 児童・保護者・地域からの気になる情報

- ・児童からいじめのうわさを聞いた。
- ・保護者や地域の方からいじめらしき連絡を受けた。
- ・被害者本人や保護者からいじめの訴えを受けた。
- ・いじめのサインと想われる言動を発している児童に気付いた。
- ・いじめらしき現場を目撃した。
- ・関係機関からいじめに関する連絡を受けた。

### 情報を得た教職員

- ・担任外教諭または教頭に相談する。
- ・「様子を見よう」「大丈夫だろう」「単なる喧嘩」と個人的な解釈をしない。
- ・情報伝達の微妙なずれを防ぐため報告書で報告する。
- ・報告書には、「①日時 ②場所 ③被・加害者 ④内容・状況」を記載する。

### 担任外の教職員(児童生徒支援・保健主事・教務主任・養護教諭など)

- ・教頭、校長に報告し、指示を仰ぐ(時系列で一連の記録を取る)。
  - ①入手した情報についての事実確認の必要性があるか。
  - ②緊急対応の必要性があるか。
  - ③いじめ問題解決のための指導方針会議を招集する必要があるか。
  - ④調査の必要性があるか。
  - ⑤調査の内容と方法はどうか。

### 指導方針会議(危機管理委員会)

- ・校長・教頭の指導の下に指導方針会議(危機管理委員会)を開く。
- ・報告書に基づいて状況を分析し、事実関係の確認や問題点の明確化を図る。
  - ①被害者、加害者の面接調査を実施するか。
  - ②関係児童の行動観察をどのように実施するか。
  - ③役割分担はどうか。
- ・保護者と連絡を取る(事実を確認するとともに学校側の誠意を示す)。

### 調査

- ・調査は期間を決めて行き、結果は文書で報告する。
  - ①事実関係、背景や理由の確認は「被害者をいじめから守ること」を基本姿勢に、細心の注意を払いながら行う。
  - ②最初から、被害者・加害者を一堂に集めて調査や話し合いをしない。
  - ③被害者の気持ちをよく聞くように配慮する。
  - ④加害者の不満や言い分をよく聞くようにする。
  - ⑤事実確認の段階で良し悪しの判断は安易にしない。
  - ⑥多面的に事実確認し、内要に矛盾がないか慎重に検討する。
  - ⑦情報源に迷惑がかからないように配慮する。
  - ⑧必要に応じて保護者面談を行い、家庭での様子を聞く。

・調査の観点は下記の9点とする。

- ①いじめの態様
- ②被害の状況(日時・場所・人数等)
- ③いじめ集団の構造
- ④いじめの動機・背景
- ⑤被害者の日常生活の様子、特徴
- ⑥加害者の日常生活の様子、特徴
- ⑦保護者のいじめの捉え方
- ⑧教職員のいじめの捉え方
- ⑨他の問題行動との関連

#### 支援体制の構築

・被害者支援担当

- ①被害者の辛さや悔しさを十分に受け止め、心理的安定を図る。
- ②被害者の考えを基に、具体的な援助方法を提示し、安心させる。
- ③被害者本人の良い点を認め、励まし、自信と自己肯定感をもたせる。
- ④被害者と教職員、被害者と友人との人間関係の確立、拡大、修復を図り、被害者が孤立感を抱かないようにする。
- ⑤加害者、及び周囲の児童への影響を配慮して被害者の指導・援助に当たる。
- ⑥自己理解を深め、改善点を克服させる。その際、「いじめられたのは自分にも原因があった」という意識を被害者にもたせないようにする。

・加害者指導担当

- ①不平や不満、言い分、訴え等をよく聞く。
- ②いじめを自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない、人権侵害に当たる行為であることを理解させ、いじめられている者の辛さに気付かせる。
- ③加害者の抱えている課題を解決するための援助も行う。
- ④被害者と同様、加害者が孤立感を抱かないように配慮する。
- ⑤役割を与え、それらの体験を通して所属感や連帯感を高める。

・傍観者指導担当

- ①いじめを自分の問題として捉えさせ「いじめは絶対に許されない」「人権侵害に当たる行為である」ことを理解させ、いじめられている者の辛さに気付かせる。
- ②互いに支え合う心豊かな人間性を育む。
- ③規範意識を高め、正義の気風を確立させる。
- ④思いやりの心や社会連帯の意識を育てる。

#### 家庭との連携

・被害者・加害者の保護者への対応

- ①確かな事実関係を伝える。
- ②受容的・共感的な態度で接し、訴えに傾聴する。
- ③学校の指導、支援の方針を伝えるとともに、具体的な対応策を提示し、協力を依頼する。その際、保護者も共同の支援者となるように学校と共通の視点で指導に当たることや、保護者の思いを十分に尊重しながら協

力体制を確立すること、学校と家庭がそれぞれできること、できないことを明確にしながら方向性を探るように配慮する。

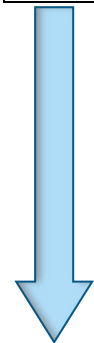


#### 関係機関との連携



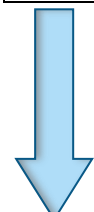
- ・学校としてできる最大限の指導、支援に努めることを前提に、関係機関にも協力を依頼する。
- ・児童の状況について学校としての指導方針や取組内容を文書で報告し、依頼内容や要望を伝える。
- ・関係機関に依頼した際は、定期的に連絡を取り、専門的な指導・助言を受けながら学校としてやるべきこと、できることを明確にする。

#### 経過観察



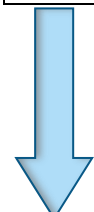
- ・日常の観察に加え、様々な形で関わりをもつ。
- ・保護者と十分連絡を取り合う。
  - ①いじめ再発のサインはないか。
  - ②意欲的に活動しているか。
  - ③友達関係に改善・変化はないか。
  - ④家庭での様子はどうか。
  - ⑤保護者はどう見ているか。

#### 指導方針会議(危機管理委員会)



- ・いじめのその後についての検討
  - ①いじめに関わる問題が解決したものと判断するか。
  - ②指導・支援の方針を再検討する必要があるか。
  - ③関係機関との連携は必要か。

#### 経過観察



- ・指導方針会議(危機管理委員会)

#### 問題の解決

- ・保護者への報告

## いじめのサインを発見するために

### 【登校前(家庭)】

チェックポイント	配慮事項
<input type="checkbox"/> 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。 <input type="checkbox"/> 朝になると体の具合が悪いと訴え、学校を休みたがる。 <input type="checkbox"/> 遅刻や早退が増えた。 <input type="checkbox"/> 食欲がなくなり、だまって食べるようになる。	

### 【朝の会】

チェックポイント	配慮事項
<input type="checkbox"/> 担任が来るまで廊下や学習室で待っている。 <input type="checkbox"/> みんなより早く登校する。 <input type="checkbox"/> 時間ぎりぎりに登校する。 <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない遅刻や欠席が多くなる。 <input type="checkbox"/> 担任との挨拶や出席確認の時の返事が小さい。 <input type="checkbox"/> 沈んだ表情や緊張した様子が見られる。	※必ず保護者に確認する。

### 【授業時間】

チェックポイント	配慮事項
<input type="checkbox"/> 一人遅れて教室に入ってくる。 <input type="checkbox"/> 授業の始めに用具が散乱している。 <input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる。 <input type="checkbox"/> 班決めなどの時に話に入れない。 <input type="checkbox"/> 係などを決めるとき、特定児童の名前があがったり、ふざけ半分で推薦されたりする。 <input type="checkbox"/> その児童を褒めると嘲笑や揶揄が起こる。 <input type="checkbox"/> 正しい意見なのに、野次や奇声、笑い声などが出て支持されない。 <input type="checkbox"/> 発表回数が少なくなり、活発さがなくなる。 <input type="checkbox"/> 教室の掲示板や作品、机に落書きやいたずらされる。 <input type="checkbox"/> その児童に配付物を配る際、嫌がる様子が見られる。 <input type="checkbox"/> 理科の実験などで後片付けをやらされている。 <input type="checkbox"/> 道具や器具に触らせてもらえない。 <input type="checkbox"/> 音楽で歌えなかったり、演奏できなかったりする。 <input type="checkbox"/> 周りを気にしている。 <input type="checkbox"/> 内緒話をされている。 <input type="checkbox"/> 不自然に机や椅子が離されている。 <input type="checkbox"/> 不調を訴え、保健室に行くことが増える。 <input type="checkbox"/> 放課後が近づくとそわそわしたり、元気がなくなったりする。	※誰が片付けるか観察  ※仲間の態度や視線などの非言語的表現にも注意  ※要指導 気付いた時には、必ず何らかの配慮、指導を行う。  ※養護教諭と連携

## 【休み時間】

チェックポイント	配慮事項
<input type="checkbox"/> 一人でぼつんとしている。 <input type="checkbox"/> 笑顔が見られず、おどおどしている。 <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室に来る。 <input type="checkbox"/> 教室移動時によく荷物を持たされている。 <input type="checkbox"/> プロレスごっこなどで技をかけられる。 <input type="checkbox"/> 保健室に来る回数が多くなる。 <input type="checkbox"/> 授業が始まっても教室に戻りたがらない。	※意図的に声掛け  ※メンバーの把握  ※養護教諭と連携

## 【清掃・給食時間】

チェックポイント	配慮事項
<input type="checkbox"/> 給食を食べない。食欲がない。 <input type="checkbox"/> 配膳を嫌がられる。 <input type="checkbox"/> 好きなもののおかわりに参加しない。 <input type="checkbox"/> 一人黙々と清掃しているが、表情が暗い。 <input type="checkbox"/> みんなの嫌がる仕事をしていることが多い。 <input type="checkbox"/> 机や椅子が運ばれていない。	※教師も一緒に配膳を手伝う。  ※周りの様子を観察

## 【委員会・係活動】

チェックポイント	配慮事項
<input type="checkbox"/> 残りの仕事を押し付けられる。 <input type="checkbox"/> 嫌がられる仕事、大変な仕事を一人でやっている。 <input type="checkbox"/> 一人離れて仕事をしている。	※必ず指導者が確認する。

## 【帰りの会】

チェックポイント	配慮事項
<input type="checkbox"/> 持ち物の紛失が多くなる。 <input type="checkbox"/> 泣いていたり、机に伏せていたりする。 <input type="checkbox"/> 自分の持ち物ではないものが、机やかばんに入っている。 <input type="checkbox"/> 教室以外の場所にいる。	※決してそのままにせず、よく話を聞いて対応する。

## 【下校時から放課後】

チェックポイント	配慮事項
<input type="checkbox"/> 机や椅子が乱れていたり、整理整頓ができていなかったりする。 <input type="checkbox"/> いつも教師に相談したそうに寄ってくる。 <input type="checkbox"/> かばんや持ち物が隠される。 <input type="checkbox"/> 下校が早かったり、いつまでも残っていたりする。	

## 【下校後(家庭)】

チェックポイント	配慮事項
<input type="checkbox"/> 携帯電話やメールの着信音におびえる。 <input type="checkbox"/> 勉強しなくなる。集中力がない。 <input type="checkbox"/> 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがったりする。 <input type="checkbox"/> 遊びの中で笑われたり、からかわれたり、命令されたりする。 <input type="checkbox"/> 親しい友達が遊びに来ない。遊びに行かない。	

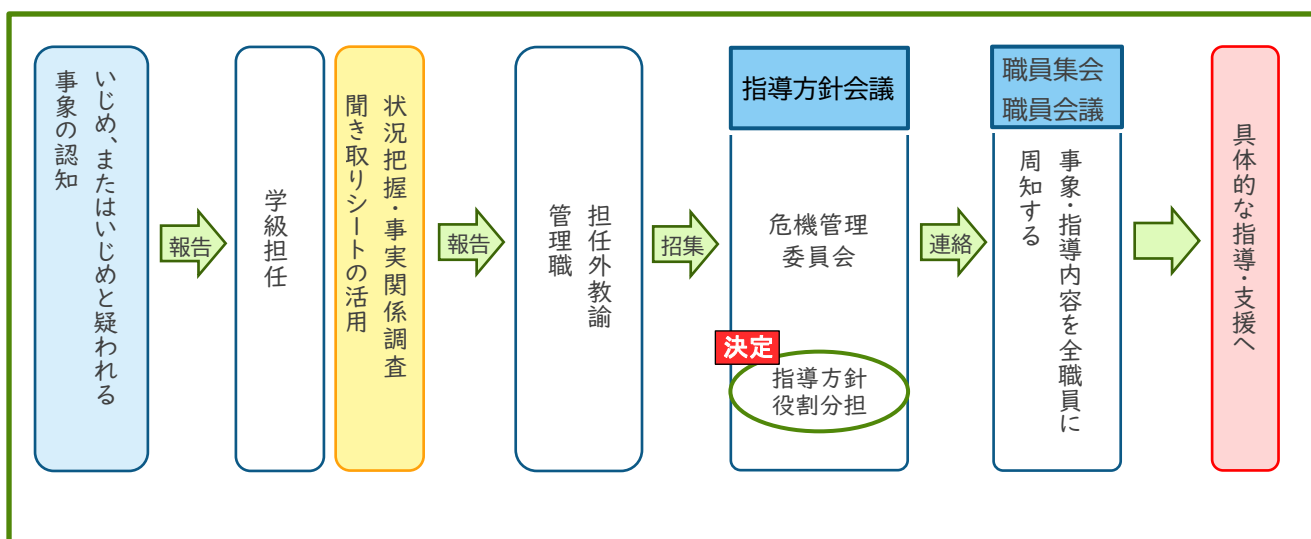
## 【夜・就寝時(家庭)】

チェックポイント	配慮事項
<input type="checkbox"/> 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。 <input type="checkbox"/> 些細なことでもいらいらしたり、物に当たったりする。 <input type="checkbox"/> 学校や友達の話が減った。 <input type="checkbox"/> 自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。 <input type="checkbox"/> パソコンやスマホをいつも気にしている。 <input type="checkbox"/> 理由をはっきり言わないあざや傷跡がある。 <input type="checkbox"/> 寝つきが悪かったり、夜、眠れなかったりする日が続く。 <input type="checkbox"/> 学校で使う物や持ち物がなくなったり壊れたりしている。 <input type="checkbox"/> 教科書やノートに嫌がらせの落書きや破れがある。 <input type="checkbox"/> 服が汚れていたり、破れていたりする。	

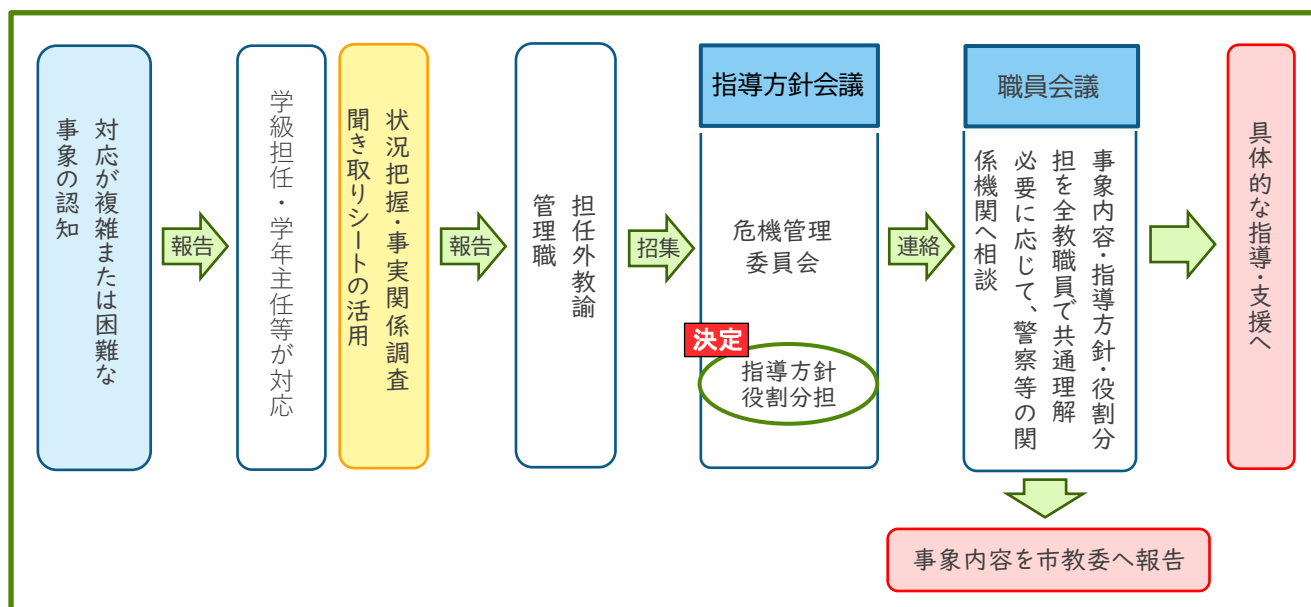
## いじめ対応の手順

いじめの深刻度レベル	
レベルⅠ	1対1の比較的軽度な言葉によるからかいや無視
レベルⅡ	数名の軽度な言葉によるいじめ仲間はずれ、無視
レベルⅢ	レベルⅡが継続する。 蹴る、叩く、足をかける、物隠し等、精神的苦痛を伴う実害がある。
レベルⅣ	長期間の集団無視、強要、濡れ衣を着せられる、服を脱がせる等、重度の実害発生 いじめによる不登校、転校を保護者、本人が検討
レベルⅤ	万引き強要、けがを伴う暴力、恐喝、窃盗 PTSDと診断される、自傷行為、死を語る

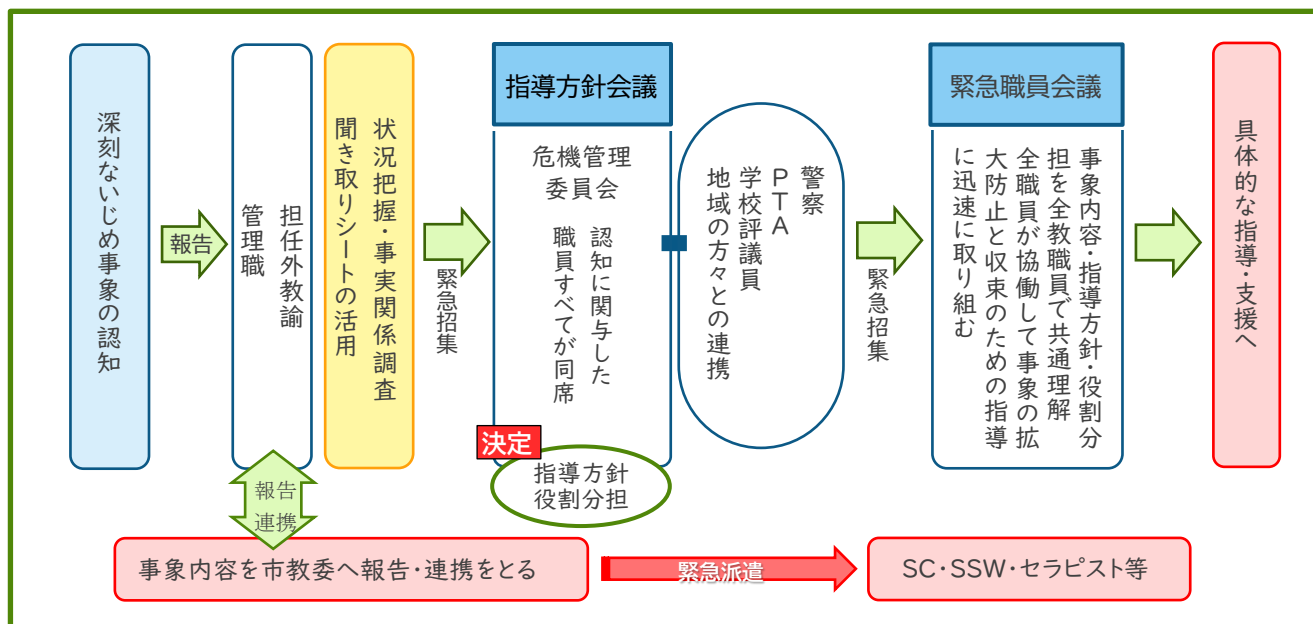
## ① 学校内での解決を目指す比較的軽度な事象（レベルⅠ）



## ② 学校内での解決を目指す、対応が複雑または困難な事象（レベルⅡ～Ⅲ）



## ③ 学校内だけでは解決が困難な事象（レベルⅢ以上）



## 具体的な指導・支援

\*いじめ行為の背景にある問題を広い視野から捉え、解決方法の可能性を考え、迅速に対応する。

	被害者への支援	加害者への指導	友人・知人（観衆・傍観者）への指導・支援
教師の対応	共感的に受け止める姿勢で対応	毅然とした態度で対応	みんなを守るという姿勢で対応
伝えること	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校として「何としても守る」という姿勢を示すこと</li> <li>プライバシーの保護に十分配慮すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめは決して許されない行為であること</li> <li>いじめられた側の心の痛みを配慮すること</li> <li>自分の行為が重大な結果に繋がったこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめられた側の心の痛みを配慮すること</li> <li>いじめを認知した時、大人に通知する勇気をもつこと</li> <li>プライバシーの保護</li> </ul>
確認すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体の被害状況（負傷している場合、病院での診療状況）</li> <li>金品の被害状況</li> <li>警察への被害申告の意思</li> <li>カウンセリングの必要性</li> <li>適応指導教室での対応の必要性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カウンセリングの必要性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カウンセリングの必要性</li> </ul>
留意すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>再発や潜在化</li> <li>PTSD、自殺危険度のアセスメント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加害者の心理的背景</li> <li>加害者が被害者になること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>観衆、傍観者も被害者になること</li> </ul>